

令和 6 年度低所得者支援給付金（住民税非課税世帯への 3 万円給付及び子育て世帯への加算）のご案内

基準日(令和 6 年12月13日)において、本市に住民登録があり、次のいずれかに該当する場合、給付金を支給します。

支給対象・支給額

①令和 6 年度**住民税非課税**の世帯

1 世帯当たり
3 万円



②上記世帯に扶養されている**18歳以下の児童**
(平成18年 4 月 2 日以降に生まれた児童)

1 人当たり
2 万円

※ 生計が同一であるが別世帯の児童及び令和 6 年12月14日から令和 7 年 5 月31日までに出生された児童も対象となります。

(令和 7 年 5 月中の出生により、申請期限までの申請に間に合わない場合はご相談ください。)

※ 住民税均等割が課されている他の親族等の扶養を受けている方のみで構成されている世帯は、原則対象外です。

手続きについて

I「支給のお知らせ」が届いた場合と II「支給確認書」が届いた場合で手続きが異なります。該当する手続き方法をご確認ください。

I「支給のお知らせ」が届いた場合

① 原則、**手続きは不要**です。

② 支給口座を変更したい場合や受給を**拒否**する場合は、
令和 7 年 2 月18日(火)までに定額減税補足給付金実施本部へ**電話**
で連絡してください。

※ 連絡のない場合は記載された口座へ振込予定です。

※ その他詳しくは、市から届いた「支給のお知らせ」の内容を確認してください。

裏面に続きます

Ⅱ「支給要件確認書」が届いた場合



- ① 市から届いた「支給要件確認書」の内容を確認してください。
- ② 必要事項を記入し、**確認書と必要書類を令和7年5月31日(土)**

【消印有効】までに返送してください。

※ 令和7年5月31日は土曜日のため、受付窓口での受付は令和7年5月30日（金）までとなります。

※ 期限までに申請のない場合は支給できません。

※ 確認書に貼付しているQRコードからオンライン申請が可能です。

詳しくはお手元の確認書をご覧ください。

給付金の支給時期

提出書類の受付後、不備がなければ、概ね**2週間程度**を目途に支給します。

※ 申請が集中する時期は遅れる場合があります。

※ 添付書類が不足しているなど、書類に不備がある場合は、不備が補正された後の支給手続きとなります。

※ 振込日が決まり次第、個別に通知します。

その他、詳しくは、市ホームページをご覧ください。

QRコードからご覧いただけます。

※ 世帯全員の令和6年度住民税が非課税であるにも関わらず、「支給要件確認書」が届かない場合は下記までお問い合わせください。

市ホームページ



！「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに国や都道府県、市の職員などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、下記お問い合わせ先や最寄りの警察署か警察相談専用電話（#9110）に連絡してください。



お問い合わせ先

寝屋川市 定額減税補足給付金実施本部（低所得者支援給付金担当）

〒572-0831 寝屋川市豊野町15番10号

寝屋川市役所別館 1 階

 **072-800-4860**

受付時間：午前9時～午後5時30分（土日祝を除く）

